

1 本番は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合は、提出した場
2 機嫌取りを行なう場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

大阪狭山市町村長

令和 年

月 日

提出

給与支払義務者

所在地

〒

個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

担当氏名電話番号内線

整理番号

5年度
特別徴収番号
宛番号

6年度
特別徴収番号
宛番号

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

給与所得者情報表。フリガナ、氏名、生年月日、元号、個人番号、住所、勤務先、特別徴収税額(ア)、徴収済税額(イ)、未徴収税額(ウ)、異動年月日、異動の事由、異動後の未徴収税額の徴収方法。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先情報表。住所、勤務先、特別徴収指定番号、担当氏名電話番号、法人番号、新しい勤務先へは、月割額を月分、納入書の要否。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

一括徴収情報表。番号を記入、1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。徴収予定額、左記の一括徴収した税額は、月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

普通徴収情報表。番号を記入、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。3. 死亡による退職のため。

市町村処理欄。A-F, G-Lの表。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を正確に記入してください。